

訪問型サービス

■現行相当

(サービスコード：A2)

サービス内容	<input type="radio"/> 現行の介護予防訪問介護と同様のサービス <input type="radio"/> サービス提供の時間 ⇒ 現行の基準省令に準じる <input type="radio"/> サービスの支援内容 ⇒ 現行の基準省令に準じる
対象者	<input type="radio"/> 要支援認定者及び事業該当者
サービス提供の考え方	<input type="radio"/> 身体介助が必要なケース <input type="radio"/> 認知症で多様なサービスの利用が難しいケース (主治医意見書等にて認知症の診断がある方) ※状態等踏まえながら、緩和した基準によるサービスの利用を促進
事業の実施方法	<input type="radio"/> 事業者指定 (平成27年4月1日以降事業所開設者は申請が必要)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・サービス提供責任者※2 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事行書等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 (現行基準と同様) <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者	<input type="radio"/> 指定訪問介護事業所の従事者
ケアマネジメント	<input type="radio"/> 原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施 (ケアマネジメントA)
個別サービス計画	<input type="radio"/> 必要
計画期間	<input type="radio"/> 介護予防訪問介護に準じる
単価	週1回程度 1月につき1,176単位 週2回程度 1月につき2,349単位 週3回程度 1月につき3,727単位 ※要支援2の方のみ ※加算減算についてはすべて適用
利用料	<input type="radio"/> 1割～3割
給付管理	<input type="radio"/> 対象 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者 ⇒ 介護度による予防給付の支給限度額 ・事業該当者 ⇒ 予防給付の要支援1の限度額
事業者への支払	<input type="radio"/> 国保連経由での審査・支払